

義務化 住宅用火災警報器の設置

されています

火災による死者を減少させるため、今年6月1日から一般の家庭（自動火災報知設備のない共同住宅も含む）全てに住宅用火災警報器の設置が義務化されました。

火災の発生を未然に防ぎ、生命の安全を守るために各家庭で住宅用火災警報器を設置するようにお願いします。

こんな考えが火災を招く！



うちは、みんなが火の取り扱いに気をつけているから設置の必要はないわ

お金がかかるし、うちは火事を出さないから設置しなくてもいいや



ダメダメ！

火災はいつどこで発生するか分かりません。ちょっとした不注意が大きな火災につながります

ダメダメ！

火災が発生したら、それ以上に生命・財産が奪われてしまいます。

住 住宅用火災警報器は、火災を早期に発見し、警報音や音声で火災発生を知らせ、みなさんの大事な生命や財産を守ってくれる機器です。

寝たばこによる火災の発生で警報器が煙を感知して警報音が鳴り、寝ていた人が大きな音で目を覚まし、水をかけて初期消火に成功した事例もあります。

電気店やホームセンターなどで販売していますので、まだ設置していない方は早急に設置し、安心して暮らせる環境を作りましょう。

▼問合せ 当別消防署予防係
(☎ 23 - 2537)



こうならないように設置しましょう。

農家のみなさまへ

気をつけましょう「もみ乾燥機」の取り扱い

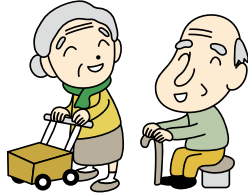
米の収穫時期を迎え、もみ乾燥機の使用時期になりました。昨年は、もみ乾燥機の火災が1件発生しています。手入れを怠ると、大きな火災が発生することが考えられます。今年も、次の点に十分注意し、稼働させましょう。

- 使用前、使用後は必ず点検、整備をする
- 使用中は、もみ乾燥機のそばから離れない
- バーナー部の周囲に燃えやすいものを置かない
- 周囲に消火器、水バケツなどの消火用具を置き、もしものために備える



第4期高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画策定委員会を開催

町は、平成21年度から平成23年度へ向けて当別町の高齢者保健福祉施策の方向を決定する第4期計画を策定しようと委員会を立ち上げ、8月4日に第1回目の委員会を開催しました。



この委員会では、今年度中の計画策定を予定しています。委員会は自由に傍聴できますので、お気軽にお問い合わせください。日程などは、随時、町ホームページで公開しています。

◎第2回委員会開催日 9月9日(火) 18時～

◎場所 ゆとろ

▼問合せ 福祉課介護サービス係
(ゆとろ内・☎23-3029/ホームページ
<http://www.town.tobetsu.hokkaido.jp/>)

第4期高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画策定委員会委員名簿

役職	委員名	選任区分
委員長	泉亭 俊徳	町社会福祉協議会
副委員長	木村 晃子	町ケアマネジャー連絡協議会
委員	山田 博之	江別医師会当別ブロック
	高木 馥美	町高齢者クラブ連合会
	五十嵐 潔	町介護者と共に歩む会
	宮中由香里	町民生児童委員協議会
	鱈淵 良子	町ボランティア連絡協議会
	竹生 礼子	北海道医療大学
	石田 俊介	総合支援センターはつらつ当別
	渡辺 真理	一般公募

順不同、敬称略



精神障がい者の方にも通院費を助成します

10月1日から「重度心身障害者医療給付事業」の給付対象者が拡大され、重度の精神障がい者の方も通院医療費の助成制度がご利用いただけるようになります。

▼対象者

①精神障がい者—新たに追加

精神保健福祉手帳1級の方(所得制限有)

②身体障がい者—従来と同じく対象

身体障害者手帳1級・2級の方
3級の内部障害の方(所得制限有)

③知的障がい者—従来と同じく対象

療育手帳A判定の方
精神科医から「重度知的障がい者」と診断された方
(所得制限有)

精神障がい者の対象医療・実施日

▼対象医療

通院医療、訪問看護、柔道整復など(入院は対象外)
(精神科通院のみでなく、一般の通院医療も対象)

▼実施期日 10月1日以降の診療分から

▼重度心身障害者医療費助成所得制限額表▼

人数※1	所得額※2
0人	6,287千円
1人	6,536千円
2人	6,749千円
3人	6,962千円
4人	7,175千円
5人	7,388千円

※1 控除対象配偶者および扶養親族の合計数

※2 各種控除後の総所得額

扶養親族が5人を超えるときは、その超える方一人につき213千円を加算した額とします。

(1) 所得制限の対象者は、受給者の生計を主として維持する配偶者又は民法上の扶養義務者となります。(対象は主たる生計維持者のみで、世帯合算は行わない。)
(2) 所得の範囲及び計算方法は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条及び第5条の規定と同一となります。

詳細は、下記までお問い合わせください

▼問合せ 福祉課障がいサービス係
(ゆとろ内・☎25-2665)